

国保運営方針の中間見直しについて

<趣旨>

- 平成29年12月策定した千葉県国民健康保険運営方針において、「中間年（令和2年度）において、必要に応じた見直しを行う。」とされていることから、県としては、市町村及び千葉県国民健康保険運営協議会、関係機関等の意見を踏まえながら、中間見直しについて作業を進めていく。
- 令和元年10月21日付け保指第1170号にて、アンケートを実施し、複数の市町村から、見直し等に係る意見が寄せられた。
- 国保運営方針の中間見直しに当たっては、市町村と十分な意見交換等を行うことが必要であることから、千葉県国保運営方針等連携会議設置要綱第2条2項の規定に基づき、「千葉県国民健康保険作業部会開催要領」を改定し、検討作業を進めていくこととしたい。

<千葉県国民健康保険作業部会開催要領の改定>

資料5-2 案のとおり

<国保運営作業部会（運営方針）の概要>

- (1) 開催時期（第1回）
 - ・ 令和2年3月予定
- (2) 協議・検討事項（予定）
 - ・ 「千葉県国民健康保険運営方針」見直しにおけるアンケート結果について
 - ・ 運営方針見直しに係る重点見直し事項について